

八代市議会 6 月定例会議案

(令和 7 年 6 月 2 日招集)

(その 2)

目 次

議案第 6 2 号 八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部改正について

八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正により、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担単価の限度額を引き上げるには、条例の改正が必要である。

八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年八代市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

